

有効期間満了日 令和10年3月31日

熊交企第521号

令和4年12月16日

熊本県道路交通規則の一部改正について（通達）

道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第14号）の一部施行（令和5年1月1日）により自動車検査証が電子化されることに伴い、熊本県道路交通規則（昭和47年熊本県公安委員会規則第1号）について、下記のとおり改正したので、事務処理上誤りのないようにされたい。

## 記

### 1 改正の内容

#### (1) 提出書類の規定の整理（第3条、第5条関係）

車両の通行禁止の規制等の対象から除外する車両の申請において求めるべき提出書類について、現行の自動車検査証の写しのほか、ICタグに記録された記録事項（自動車検査証記録事項）を出力した書面を追加

#### (2) 緊急自動車指定証等再交付申請書の様式変更（別記様式第29条関係）

添付書類欄を削除

### 2 施行日

令和5年1月1日

### 3 添付資料

#### (1) 改正文（別添1）

#### (2) 新旧対照表（別添2）

※ 別添（略）